

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

【薬局】新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について 「2023年5月8日以降の調剤報酬上の特例」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2023年5月17日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかける疑義解釈資料の送付について（その3）」

2023年4月28日「疑義解釈資料の送付について（その48）」

2023年4月17日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について（第二報）【別紙1】」

2023年3月31日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」

2023年3月20日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

2023年3月17日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

（5月24日更新）

・5月17日の事務連絡に基づき、新型コロナ治療薬が記載された処方箋の取り扱いについて追記しました（P4～P6）

本資料は、2023年5月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

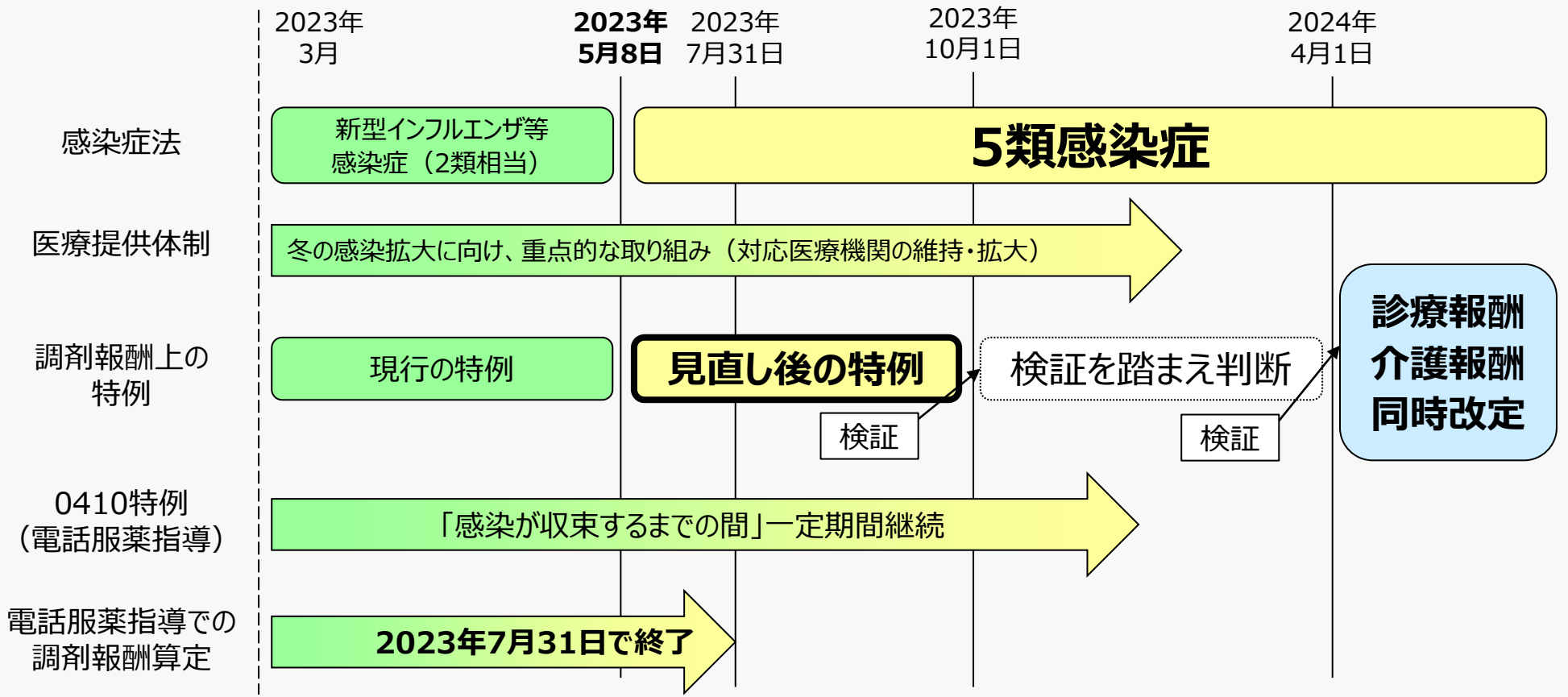
資料No.20230524-2040(1)-6

前回資料から追加

- 新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、5月8日以降の診療報酬上の特例などが変わりました（2023年9月末までで、10月以降の取り扱いは改めて検証・検討）
- 自宅療養者に薬剤を届けた上での訪問対面による服薬指導の特例は継続され、介護保険施設入所者への対応も評価されています
- 「0410特例（電話による服薬指導）」は5月8日以降も継続されていますが、調剤報酬の算定は7月31日で終了します
- 新たな特例として新型コロナ治療薬を処方された患者に対する服薬管理指導料が2倍となります
- 診療費は、新型コロナ治療薬の薬剤料は公費負担が継続され、それ以外の費用は他の疾患と同様に自己負担割合に基づく請求が行われます
- **薬局で公費負担者番号等の記載がない処方箋を受け付けた場合でも、レセプトに必要な事項を記載することで新型コロナ治療薬の薬剤費を公費で請求することができます**
- **県外からの処方箋を受け付けた場合、調剤レセプトには薬局所在地の公費負担者番号を記載します**

- 2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴い、診療報酬上の特例などが変わりました
- 5月8日以降の特例は暫定で2023年9月末までの措置とされ、10月以降の取扱いは検証を踏まえて判断され、2024年4月の診療報酬・介護報酬同時改定に向けての検証も行われます

【今後の大まかなスケジュール】

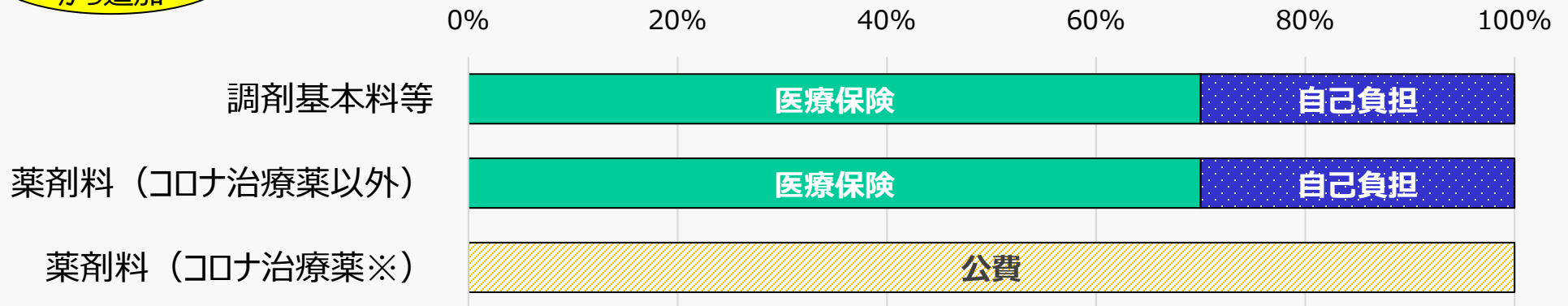


本資料は、2023年5月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 感染症患者に薬剤を届けた上での服薬指導を行った場合の特例は継続されます
- 緊急の医薬品提供・服薬指導について、介護保険施設等の入所者等の患者にも、訪問による対面500点/電話等200点の特例が算定できます（電話等200点は7月31日まで）
- 新型コロナ治療薬を処方された患者が来局した場合は、服薬管理指導料の2倍の点数を算定でき、新型コロナ治療薬の薬剤料は全額公費で支払われます
- いずれの特例も現時点では、2023年9月末までとされており、10月以降の特例は夏以降の検証により判断されます
- 「0410特例（電話による服薬指導）」は5月8日以降も継続されますが、報酬が算定できるのは7月31日までです

前回資料
から追加

【5/8以降の保険請求（自己負担3割の場合）】



※公費が適用される新型コロナ治療薬（薬局で調剤可能な薬剤は赤字）

経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベルクリー）、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルD）

前回資料
から追加

- 疑義解釈では、新型コロナ治療薬を院外処方する場合、処方医に対し「できる限り公費負担者番号等を記載すること」とされていますが、処方箋に公費負担者番号等が記載されていない場合でも、薬局が調剤レセプト（明細書）に公費負担者番号等を記載することでコロナ治療薬の薬剤費は全額公費で支払われます

様式

○ 調剤報酬明細書

令和 年 月 分

都道府 薬局コード
県番号

公費負担医療の受給者番号は全国同じ

公費負担医
療の受給者
番号①

9 9 9 9 9 9 6

公費負担
者番号①

公費負担
医療の受
給者番号①

公費負担
者番号②

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号

(枝番)

公費負担
者番号①

2

8

0

1

0

8

0

9

検証番号

(1桁：都道府県により異なる)

法別番号

(2桁：全国共通)

都道府県番号

(2桁：01～47)

実施機関番号

(3桁：東京、群馬のみ280、それ以外は080)

県外からの処方箋を受け付けた場合、レセプトには薬局所在地の公費負担者番号を記載します

前回資料
から追加

	公費負担者番号		公費負担者番号		公費負担者番号
北海道	28 01 080 9	石川県	28 17 080 1	岡山県	28 33 080 1
青森県	28 02 080 8	福井県	28 18 080 0	広島県	28 34 080 0
岩手県	28 03 080 7	山梨県	28 19 080 9	山口県	28 35 080 9
宮城県	28 04 080 6	長野県	28 20 080 6	徳島県	28 36 080 8
秋田県	28 05 080 5	岐阜県	28 21 080 5	香川県	28 37 080 7
山形県	28 06 080 4	静岡県	28 22 080 4	愛媛県	28 38 080 6
福島県	28 07 080 3	愛知県	28 23 080 3	高知県	28 39 080 5
茨城県	28 08 080 2	三重県	28 24 080 2	福岡県	28 40 080 2
栃木県	28 09 080 1	滋賀県	28 25 080 1	佐賀県	28 41 080 1
群馬県	28 10 280 4	京都府	28 26 080 0	長崎県	28 42 080 0
埼玉県	28 11 080 7	大阪府	28 27 080 9	熊本県	28 43 080 9
千葉県	28 12 080 6	兵庫県	28 28 080 8	大分県	28 44 080 8
東京都	28 13 280 1	奈良県	28 29 080 7	宮崎県	28 45 080 7
神奈川県	28 14 080 4	和歌山県	28 39 080 4	鹿児島県	28 46 080 6
新潟県	28 15 080 3	鳥取県	28 31 080 3	沖縄県	28 47 080 5
富山県	28 16 080 2	島根県	28 32 080 2		

本資料は、2023年5月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○新型コロナウイルス感染症患者等に対する調剤に係る特例

項目	算定基準	点数
在宅患者 緊急訪問薬剤管理指導料 1	医師の指示により、薬局の薬剤師が患家を緊急に訪問し、患者に対して 対面による服薬指導 その他の必要な薬学的管理指導実施し、薬剤を交付した場合（※1）	500点
在宅患者 緊急訪問薬剤管理指導料 2	医師の指示により、患者に対して 対面による服薬指導を実施する代わりに、情報通信機器を用いた服薬指導 を実施した場合、又は患者の家族に対して、対面若しくは 情報通信機器による服薬指導 を実施した場合（※1、2）	200点
<p>（※1）介護療養病床入院患者、介護医療院入所者、老健入所者、特養入所者にも算定できます。</p> <p>（※2）2023年7月31日までは、電話での指導でも算定できます。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は、併算定できない ●在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算は算定できないが、要件を満たせば服薬管理指導料の加算を算定できる 		
服薬情報等提供料 1	新型コロナウイルス感染症患者について、医療機関から情報提供の求めがあった場合で、患者の同意を得た上で薬剤の使用が適切行われるよう、残薬を含めた患者の服薬状況を確認し、医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合、 月1回の上限を超えて算定できる	30点
服薬管理指導料「1」 服薬管理指導料「2」	新型コロナウイルス感染症治療薬を交付するにあたり、副作用、併用禁忌等の医薬品の特性を踏まえ、医薬品に係る医薬品管理計画（RMP）を理解し、RMPに基づく情報提供資材を活用するなどをし、患者に対して薬剤の有効性及び安全性に関する情報を十分に説明した上で、残薬の確認をし指導するなど薬剤に関する指導を行った場合、100分の200に相当する点数を算定できる (59点×2 又は 45点×2)	「1」の場合 118点 「2」の場合 90点

【2023/4/28疑義解釈その48問 1】紙レセプトの請求を行う場合の調剤行為名称は略号を使って良い

- 服薬管理指導料「1」（3か月以内来局＋手帳あり）：薬コA
- 服薬管理指導料「2」（3か月以内来局＋手帳なし）：薬コB
- 服薬管理指導料「2」（前回から3か月超の来局）：薬コC

○服薬管理指導料等の特例 (感染症患者以外の患者の要望に基づく電話での服薬指導 = 0410特例による調剤報酬の算定)

項目	算定基準	点数
調剤技術料、薬剤料 特定保険医療材料料	患者が、電話による服薬指導等を希望する場合で、「0410事務連絡」に基づき調剤を実施した場合	点数表に基づく
薬学管理料 (服薬管理指導料以外)	「0410事務連絡」に従って電話による服薬指導等を行った場合で、対面によるとされる要件以外の算定要件を満たした場合	点数表に基づく
薬剤服用歴管理指導料「1」 薬剤服用歴管理指導料「2」	「0410事務連絡」に従って電話による服薬指導等を行った場合で、対面によるとされる要件以外の算定要件を満たした場合 ★服薬管理指導料に代えて薬剤服用歴管理指導料と加算 (重複投薬・相互作用等防止加算を除く。)	「1」43点 「2」57点 + 加算
薬剤服用歴管理指導料「1」 薬剤服用歴管理指導料「2」	在宅患者訪問薬剤管理指導料、居宅療養管理指導費(※3)、介護予防居宅療養管理指導費算定患者(※3)等からの要望があり、患者・家族等に十分に説明し、同意が得られている場合に 定期訪問に代えて電話により必要な服薬指導を実施し対面によるとされる要件以外を満たした場合 (在宅、居宅の点数と合わせて月4回(がん末期患者等は週2回かつ月8回まで)) (※3) 前月に1回以上算定した患者に限る	「1」43点 「2」57点 + 加算

8月1日以降も対面以外で服薬指導を行い報酬を算定するには、オンライン服薬指導を行う体制を整備したうえで、オンライン服薬指導の実施が必要です



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>